

令和 8 年瑞穂町農業委員会 7 月総会

令和 8 年 7 月 21 日、令和 8 年瑞穂町農業委員会 7 月総会が瑞穂町役場全員協議会室にて開催された。

農業委員会委員

1 番	吉岡昭夫	2 番	青木一幸	3 番	田中和義	4 番	細渕日出夫
5 番	坂田敬一	6 番	西村一彦	7 番	中野高雄	8 番	鳥海勝男
9 番	吉崎茂	10 番	雨宮尚幸	11 番	古川宗昭	12 番	上野勝

農地利用最適化推進委員

田中育夫	田中俊明	長谷部冬樹
------	------	-------

出席した臨時議長は、次のとおりである。

瑞穂町長	山崎栄
------	-----

出席した事務局職員は、次のとおりである。

産業経済課長 (事務局長)	水村探太郎	農政係長 (書記)	菊池歩
農政係	宮野裕城		

日程第 1	仮議席の指定
日程第 2	瑞穂町農業委員会会長の互選
日程第 3	議席の指定

追加日程その 1

日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	瑞穂町農業委員会会長職務代理の互選
日程第 3	瑞穂町農地利用最適化推進委員の委嘱

追加日程その 2

日程第 1	諸報告
日程第 2	議案第 1 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について
	議案第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について
	議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第4号 農用地利用集積等促進計画の契約期間変更について

開 会 午後 1 時 30 分

事務局 (水村 探太郎 君) 本日はご多忙のところお集まりいただきありがとうございます。開会に先立ちまして山崎町長よりご挨拶を申し上げます。

町 長 (ご挨拶)

事務局 (水村 探太郎 君) ありがとうございます。
本日は、改選後最初の総会でございますので、議事日程に入る前に委嘱状の交付を行います。町長から農業委員全員に順番で交付いたします。4名ずつ呼びますので、呼ばれた方は前へお願いします。

(委嘱状の交付)

事務局 (水村 探太郎 君) ありがとうございます。それでは本日の議事日程に沿って議長の進行により進めていただきたいと思います。瑞穂町農業委員会会議規則第4条により、会長は、総会の議長となり、議事を整理する。とありますが、会長が選出されるまでの間、臨時議長が職務を行うこととなっておりますので、山崎町長に臨時議長をお願いしたいと存じます。

臨時議長 (山崎 栄 君) 改選後初めての総会でありますので、会長が選出されるまでの間、私が臨時議長の職務を務めさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

臨時議長 (山崎 栄 君) 定足数に達しておりますので、これより令和8年瑞穂町農業委員会7月総会を開催いたします。これより本日の会議を開きます。日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席の指定は、ただいまご着席の議席といたします。

臨時議長 (山崎 栄 君) 日程第2、瑞穂町農業委員会会長の互選を行います。会長の選出につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により、委員の互選によることとなっております。会長の選出方法は、投票による方法、指名推薦による方法等ございますが、従来どのような方法であったか事務局より説明いたします。

事務局 (水村 探太郎 君) 会長の選出方法につきましては、選考委員の推薦によって会長を決定する方法が慣例となっております。

臨時議長 （山崎 栄 君）今、事務局からの説明では、選考委員を選出してその方々により会長候補者を推薦するということですが、この方法でよろしいでしょうか。よろしければ挙手願います。

挙手多数

臨時議長 （山崎 栄 君）挙手多数によりご異議ないものと認め、選考委員による推薦の方法に決定いたします。つきましては選考委員を私から指名したいと思いますが、ご異議のない方は挙手願います。

挙手多数

臨時議長 （山崎 栄 君）挙手多数によりご異議がないものと認め、私より指名いたします。雨宮委員、古川委員、青木委員、中野委員、細渕委員の5名を指名いたします。

臨時議長 （山崎 栄 君）それでは選考委員の方に別室で協議していただき、しばらくの間休憩いたします。

（ 休 憩 ） 午後1時42分から1時47分まで

臨時議長 （山崎 栄 君）休憩前に引き続き会議を開きます。選考委員の皆様には大変ご苦労様でした。それでは、選考委員を代表しまして中野委員より選考結果の発表をお願いいたします。

選考委員 （中野 高雄 君）選考委員会において協議した結果、会長に上野 勝氏を推薦いたします。上野委員は長年農業に従事しており、前会長としても大変ご活躍されていきました。これらを踏まえ、会長にふさわしいと判断しました。

臨時議長 （山崎 栄 君）ただ今、中野委員より、会長に上野委員を推薦する旨のご発言がございましたが、この推薦にご賛成の方は挙手願います。

挙手多数

臨時議長 （山崎 栄 君）挙手多数により、推薦どおり上野委員を瑞穂町農業委員会会長に決定いたします。ここで会長に就任されました、上野委員よりご挨拶をお願いいたします。

（会長挨拶）

臨時議長 （山崎 栄 君）ありがとうございました。これをもちまして臨時議長の任を終了させていただきます。ご協力大変ありがとうございました。ここで休憩いたします。

（ 休 憩 ） 午後13時55分から14時まで

議長 （上野 勝 君）休憩前に引き続き会議を開きます。日程第3、議席の指定を行います。議席の指定については瑞穂町農業委員会会議規則第7条の規定により、くじを行うこととなっておりますので、これよりくじを行います。くじの順序は仮議席順といたします。

（くじを行う）

議長 （上野 勝 君）議席の発表を事務局より行います。

事務局 （宮野 裕城 君）議席の発表をさせていただきます。1番 吉岡委員、2番 青木委員、3番 田中和義委員、4番 細渕委員、5番 坂田委員、6番 西村委員、7番 中野委員、8番 鳥海委員、9番 吉崎委員、10番 雨宮委員、11番 古川委員、12番 上野委員です。

議長 （上野 勝 君）ただ今の発表のとおり決定いたしますので、本議席にご着席をお願いいたします。

（議席の移動）

議長 （上野 勝 君）追加日程その1に入ります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、1番委員の吉岡昭夫委員と2番委員の青木一幸委員を指名いたします。

議長 （上野 勝 君）日程第2、瑞穂町農業委員会長職務代理の互選を行います。職務代理の選出方法は、投票による方法、指名推薦による方法等ございますが、従来、どういう方法であったか事務局よりご説明いたします。

事務局 （宮野 裕城 君）会長職務代理の選出方法につきましては、選考委員の推薦によって、会長職務代理を決定する方法が慣例となっております。

議長 （上野 勝 君）今、事務局からの説明では、選考委員を選出してその方々により職務代理候補者を推薦するということですが、この方法でよろしいでしょうか。よろしければ、挙手願います。

挙手多数

議長 （上野 勝 君）挙手多数によりご異議ないものと認め、選考委員による推薦の方法に決定いたします。つきましては選考委員を私から指名したいと思いますが、ご異議のない方は挙手願います。

挙手多数

議長 （上野 勝 君）挙手多数によりご異議ないものと認め、私より指名いたします。雨宮委員、古川委員、青木委員、中野委員、細渕委員の5名を指名いたします。それでは選考委員の方に別室にて協議していただき、推

薦者が決定するまでの間休憩いたします。

(休 憩) 午後 2 時 10 分から 2 時 15 分まで

議長 (上野 勝 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。選考委員の皆様には大変ご苦労様でした。それでは、選考委員を代表しまして中野委員より選考結果の発表をお願いいたします。

選考委員 (中野 高雄 君) 選考委員会で協議した結果をご報告いたします。瑞穂町農業委員会会長職務代理に坂田 敬一氏を推薦いたします。坂田委員は中立的な立場として委嘱を受けており、その立場から会長職務代理にふさわしいと考え、推薦します。

議長 (上野 勝 君) ただ今、中野委員より、会長職務代理に坂田委員を推薦する旨のご発言がございましたが、この推薦にご賛成の方は挙手願います。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、推薦どおり坂田委員を瑞穂町農業委員会会長職務代理に決定いたします。ここで瑞穂町農業委員会会長職務代理に就任されました坂田委員よりご挨拶をお願いします。

(会長職務代理挨拶)

議長 (上野 勝 君) 日程第 3、瑞穂町農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 瑞穂町農地利用最適化推進委員の委嘱について、氏名、生年月日を説明。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。お諮りします。農地利用最適化推進委員の委嘱について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、農地利用最適化推進委員の委嘱は原案のとおり決定いたします。なお、このあと農地利用最適化推進委員の委

嘱状の交付を行います。

(農地利用最適化推進委員の委嘱状の交付)

議長 (上野 勝 君) 追加日程その2に入ります。日程第1、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (菊池 歩 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 続きまして、日程第2、議案第1号番号1、相続税の納税猶予に係る特例農地等の農業経営を行っている旨の証明についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第1号番号1について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、証明内容〇〇、適格者証明〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

10 番委員 (雨宮 尚幸 君) 議案第1号、番号1相続税の納税猶予に係る特例農地等の農業経営を行っている旨の証明に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は7月13日(月)午前10時40分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。申請地は令和7年1月1日より〇〇〇〇さんが借り受けている農地です。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、ジャガイモ、サトイモ、ネギ、ダイコン等を栽培しています。耕作面積は約30aです。農業従事者は本人、妻です。農業従事日数は本人が200日、妻が200日です。所有機械は、軽トラック1台、耕運機1台、動力噴霧器1台です。販路につきましては、自家消費です。申請地の営農計画ですが、ジャガイモ、サトイモを栽培していました。通作距離は車で25分です。販路は自家消費です。現在借り受けている〇〇〇〇さんの営農計画ですが、キャベツ、ブロッコリー等を栽培予定です。通作距離は徒歩で1分です。販路は量販店です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地について適性に肥培管理されていると認められますので、適当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

(「質疑なし」との声あり)

議長 （上野 勝 君）質疑がないようですので、質疑を終了いたします。
これより採決に入ります。議案第 1 号、番号 1 について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長 （上野 勝 君）挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。
続きまして、議案第 2 号番号 1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 （宮野 裕城 君）議案第 2 号番号 1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 （上野 勝 君）以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

4 番委員 （細渕 日出夫 君）議案第 2 号、番号 1 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 7 月 13 日（月）午前 10 時より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、トウモロコシを栽培しています。耕作面積は約 36 a。農業従事者は本人です。農業従事日数は本人が 300 日です。所有機械はハンマーナイフ 1 台、動力噴霧器 2 台、管理機 1 台、軽バン 1 台等です。販路につきましては量販店、直売所です。取得農地の営農計画はトウモロコシを栽培予定です。通作距離は車で 10 分です。販路は量販店、直売所です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 （上野 勝 君）以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

（「意見なし」との声あり）

議長 （上野 勝 君）意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということでよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。
続きまして、議案第2号番号2、番号3農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。本案件は隣接地であり同一人物が借り受けるため一括審議といたしますがよろしいでしょうか。

(「意見なし」との声あり)

議長 それでは、事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号番号2、番号3農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。番号3、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (田中 俊明 君) 議案第2号、番号2、番号3農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は7月13日(月)午前10時20分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、トウモロコシ、キャベツ、ブロッコリーを栽培しています。耕作面積は約250a。農業従事者は本人です。農業従事日数は本人が300日です。所有機械はトラクター2台、動力噴霧器2台、マルチャー2台等です。販路につきましては量販店、直売所です。取得農地の営農計画はキャベツ、ブロッコリーを栽培予定です。通作距離は車で3分です。販路は量販店、直売所です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということでよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第2号番号4、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号番号4、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (長谷部 冬樹 君) 議案第2号、番号4農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は7月13日(月)午前11時より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、キャベツ、ブロッコリー、ジャガイモ、ナス等を栽培しています。耕作面積は約180a。農業従事者は本人、母、従業員名2名です。農業従事日数は本人が330日、母が50日、従業員が各30日です。所有機械は軽トラック1台、トラクター1台、掘り取り機1台、定植機1台等です。販路につきましては量販店です。取得農地の営農計画はトウモロコシを栽培予定です。通作距離は車で10分です。販路は量販店です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するというところでよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第3号番号1、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 （宮野 裕城 君）議案第 3 号番号 1、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、譲受人世帯の稼働人員〇〇。以上です。

議長 （上野 勝 君）以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

4 番委員 （細渕 日出夫 君）議案第 3 号、番号 1 農地法第 3 条の許可申請に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 7 月 13 日（月）午前 9 時 40 分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんは今回初めて農地を取得します。営農計画ですが、主要作物として、ヤシの木、ソテツ、芝、しいたけを栽培予定です。農業従事者は本人、妻、従業員 3 名です。農業従事日数は本人が 180 日、妻が 100 日、従業員が延べ 100 日です。所有機械はありません。販路につきましては自家消費です。通作距離は車で徒歩で 5 分です。担当委員の意見としましては、請人は現在造園業を営んでおり、自身の事業のために申請地で樹木等の栽培を行いたいとのことですが、農地の半分程度を作業所や搬入路、車両等の置場にしたいとの説明があり、申請地が農地として適切に管理されるか不明確な状況でした。また、営農計画についても具体的に何をどこに置きどのような形で営農していくかが不明瞭だったため将来的な運用についても不安が残る結果となっています。担当委員の意見としましては適切に耕作されない可能性を含む調査結果となったため、不許可とすることが適当と思います。以上です。

議長 （上野 勝 君）以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

（「質疑なし」との声あり）

議長 （上野 勝 君）質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。議案第 3 号、番号 1 について否決とすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長 （上野 勝 君）挙手多数により、本件は申請のとおり否決いたします。続きまして、報告第 1 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 （宮野 裕城 君）報告第 1 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について説明します。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、被相続人〇〇、相続人〇〇。以上です。

議長 （上野 勝 君）以上で説明が終了しました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

（「質疑なし」との声あり）

議長 （上野 勝 君）質疑がないようですので、報告第 1 号を終了いたします。続きまして、報告第 2 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 （宮野 裕城 君）報告第 1 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について説明します。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、届出者〇〇、転用理由住宅用地。以上です。

議長 （上野 勝 君）以上で説明が終了しました。本件については会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

（「質疑なし」との声あり）

議長 （上野 勝 君）質疑がないようですので、報告第 2 号を終了いたします。続きまして、報告第 3 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 （宮野 裕城 君）報告第 3 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について説明します。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。以上です。

議長 （上野 勝 君）以上で説明が終了しました。本件については会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

（「質疑なし」との声あり）

議長 （上野 勝 君）質疑がないようですので、報告第 3 号を終了いたします。続きまして、報告第 4 号農用地利用集積等促進計画の契約期間変更についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 （宮野 裕城 君）報告第 4 号農用地利用集積等促進計画の契約期間変更について説明します。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利

用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長

（上野 勝 君）以上で説明が終了しました。本件については会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

（「質疑なし」との声あり）

議長

（上野 勝 君）質疑がないようですので、報告第 4 号を終了いたします。以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。これにて、令和 8 年瑞穂町農業委員会 7 月総会を閉会といたします。

閉 会 午後 2 時 45 分

(署 名)

議長

第 1 番 委 員

第 2 番 委 員